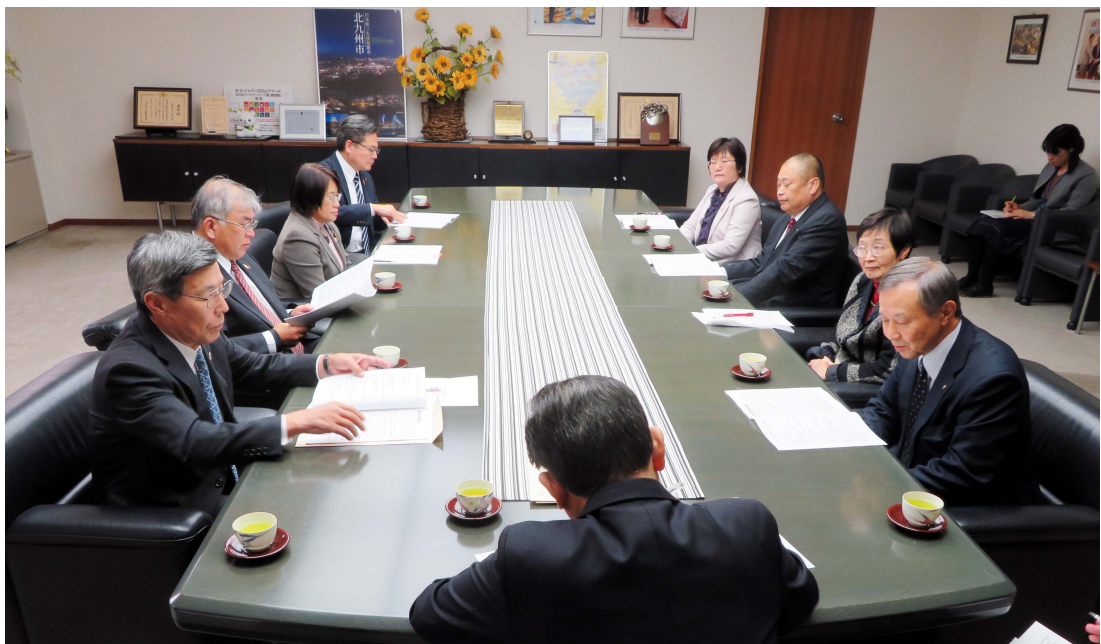


北九州市2020年度 予算編成にあたっての提案書



2019年11月25日
日本共産党北九州市会議員

2020 年度北九州市予算編成にあたっての提案書（目次）

	(頁)
《優先して取り組むべき重点事項》	1
1. 市民の医療と福祉を充実すること	
■高齢者・障害者福祉の充実で安心のまちづくりを	3
＜高齢者福祉＞	3
＜介護保険＞	3
＜障害者福祉＞	5
■市民のいのちと健康を守るため、医療の充実したまちづくりを	6
＜国民健康保険、後期高齢者医療制度＞	7
＜健康づくり、医療体制、市民負担軽減＞	7
＜市立病院＞	8
■最後のセーフティネットとして生活保護制度の適切な運用と改善をはかること	9
＜生活保護＞	9
2. 安心して子育てができる環境づくりに全力をあげることに	
■子どもたちのいのちと健康を守るために	11
■安心して預けられる保育行政を	12
＜保育＞	12
＜学童保育＞	13
■どの子ども伸びる教育のための条件整備と、働きやすい職場への改善を	14
＜教育＞	14
■子どもたちの権利を保障するために	17
3. 市民の知恵と力を活かすまちづくりを	
■仕事と雇用を生み出し、地域経済を元気にする施策の展開を	18
■地球環境を守り、自然を大切にしている取り組みに全力をあげることに	21
■住民の声を生かした街づくりをすすめること	25
■交通体系を整備し、市民の足を守ること	26
4. 憲法の精神を活かした平和と人権を守るまちづくりのために	
■平和を大切にしている市政をすすめること	28
■安全・安心の市民生活の実現に全力をあげることに	29
■市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動を支援すること	31
■個人の尊厳とジェンダー平等のために	32
■市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと	33

2020年度北九州市予算編成にあたっての提案書

北九州市長 北橋健治様

北九州市教育委員会教育長 田島裕美様

2019年11月25日

日本共産党北九州市会議員団

団長 石田康高

広範囲にわたって甚大な被害をもたらした台風19号の豪雨被害をはじめ、この間の相次ぐ自然災害が住民の生命、財産を脅かす事態となっており、災害に備えるハード、ソフト両面での対策は、地方自治体としての喫緊の課題となっています。

国政においては、国民の暮らしを蔑ろにして憲法改定を声高に叫び、「戦争する国づくり」につき進む政治に対し、国民は7月の参議院選挙で厳しい審判を下しました。それでも安倍政権は、国民の暮らしと日本経済に深刻な打撃を及ぼす消費税増税を強行するとともに、依然として安倍首相が改憲に異常な執念をみせています。首相主催の「桜を見る会」による税金の私物化をはじめ、強権、ウソ、隠ぺい、忖度、差別の政治、外交の行き詰まりなど、もはや現政権の破たんは明白です。

地方自治体には、地域の平和、住民のいのちと暮らしを守り、福祉と教育の向上、地域経済の振興をはかるという役割の発揮が求められており、政府に対しても住民と地方自治を守るという明確な立場で臨むことが必要であると考えます。

本市では、政令市で最も高齢化率が高く、市民所得は最低というなかで、2019年度の市民意識調査においては、「高齢化社会対策の推進」が7年連続で市政要望第1位、第2位は5年連続で「子育て支援の推進」となるなど、高齢者福祉と子育て支援の拡充は、市民にとってきわめて切実な声であり、医療や介護のサービス供給体制の整備と、保険料を含めた負担の軽減は待ったなしの課題です。

過去の大型開発のために膨れ上がった市債残高に加え、赤字のハコ物への税金投入によって本市財政は困難に陥っています。そのうえ「下関北九州道路」など、新たな巨大事業への税金投入は、財政難に拍車をかけることになります。

2020年度予算編成に当たって、本市が「住民福祉の増進を図る」との地方自治の本旨にもとづいて、自治体として国の悪政から市民を守る役割を果たすとともに、市民の暮らしと福祉向上のために優先的に財源を配分し、地元の中小商工業者への支援を抜本的に強めることを求めます。また、公共事業は大型事業への税金の投入を見直し、市民生活に真に必要な福祉施設や教育施設の整備や改修を重点的にすすめるなど、市民の要望を十分に踏まえたものとするよう強く要望し、別紙の通り提案致します。

《優先して取り組むべき重点事項》

- 国に対し、憲法9条の改定に反対の意思を示し、憲法違反の集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回と、「秘密保護法」、「安保法制」、及び「共謀罪法」の廃止を求めること。
- 「マイナンバー制度」は、国が年金、医療、介護、雇用の情報や納税・給与の情報に加えて、医療の診察情報などへの使用拡大も狙っており、さまざまな個人情報「芋づる式」に引き出され、国民の権利を危険に陥れることが懸念される制度であり、国に対し中止を決断し、廃止へ踏み出すよう要請すること。
- 消費税率引き上げが、市民生活と本市の地域経済に深刻なダメージを与えており、国に対し緊急に5%に引き下げるよう要請すること。市として、地元中小企業の消費税の転嫁対策について、実態を調査すること。
- 市の「商店街の活性化に関する条例」を踏まえ、市場・商店街への支援を強めること。
- 市として公契約条例を制定すること。市の「中小企業振興条例」にもとづき、中小企業の仕事と雇用確保のため支援を強め、公共事業は教育、福祉、市営住宅など市民生活に直接役立つものに限定し、「住まい向上リフォーム促進事業」を復活させること。
- 若者などを過酷な労働に追い立て、使い捨てる“ブラック企業”をなくすために、国・県とも連携して長時間労働の是正等の対策に早急に取り組むこと。市内大企業による一方的なりストラ・合理化から労働者の雇用を守るため、市として適切な対応を行うこと。
- 市の「安全安心条例」にもとづいて、暴力団犯罪の根絶に向けた取り組みに引き続き全力をあげること。
- 市内835箇所の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県の急傾斜地崩壊対策事業(大規模崩壊対策)の対象要件の緩和と、小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めるとともに、本市独自の対策を講ずること。
- 市並びに議会による「非核平和都市宣言」の趣旨を内外に発信するため、(仮称)「平和資料館」の展示、及び運営について市民の意見を十分に反映させること。
- 介護保険料の軽減制度のさらなる改善をはかるとともに、利用料の軽減制度を実施すること。介護施設の整備を行い、待機者を解消すること。
- 高齢者の社会参加を促進するため、路線バス、JR、モノレール等の公共交通機関、及びタクシーを対象とする「高齢者福祉乗車券」の発行等、施策を充実させること。
- 子どもの医療費支給制度を拡充し、中学校卒業まで完全無料化すること。

- 国民健康保険料を、1世帯平均1万円以上引き下げるとともに、子どもの均等割りを減免すること。
- 公立・公的病院の再編統合に向けた議論を促すとして厚生労働省が公表した本市の総合療育センターについては、病院の実情を一切無視した実名公表であり、合理性のない再編統合を撤回するよう国に求めること。
- 給食費の値上げは行わないこと。献立を充実させるための費用は市が負担すること。
- 教員の多忙化解消の取り組みを強めること。非正規教員の正規化をすすめること。早期に市立小・中学校の全クラスで35人以下学級を実現し、さらに30人以下への学級編成の改善を目指すこと。
- 小規模校である小・中学校について、強引な統廃合は行わないこと。
- 必要性も採算性も安全性もない下関北九州道路の建設計画を中止すること。
- OECD（経済協力開発機構）によりアジア地域で初めて選定された「SDGs」推進に向けた「世界のモデル都市」として、地球温暖化防止対策を積極的に推進すること。
- プラスチックの「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換に向け、国に対し生産から廃棄までメーカーが責任を負う「拡大生産者責任」の徹底と、プラスチックごみの減量対策のための早急な法整備などを求めること。合わせて、市独自の取り組みを積極的に行うこと。
- 2050年の超低炭素社会と、その先の脱炭素社会にむけて、本市環境基本計画と施策の抜本的見直しを行うこと。
- 脱原発の立場を明確にし、国や電力事業者、並びに関係機関に対し川内原発と玄海原発の稼働停止、及び玄海原発のプルサーマル発電の中止を求めるとともに、原発から再生可能（自然）エネルギーへの転換に向けて、強く働きかけること。
- 市民サービス低下をもたらすと同時に、民間委託・指定管理の急増により公務労働を変質させる新たな「行革」と職員削減は中止すること。
- 「公共施設マネジメント」は、計画段階から市民説明を十分に行い、利用者、市民の多様な意見を踏まえたものとする。引き上げられた公の施設の利用料、縮小された高齢者の減免制度をそれぞれ元に戻すとともに、有料化された学校施設は無料に戻すこと。
- カジノを中心とする統合型リゾート（＝IR）は、ギャンブル依存症をまん延させ、青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすものであり、誘致しないこと。

1. 市民の医療と福祉を充実すること

■高齢者・障害者福祉の充実で安心のまちづくりを

<高齢者福祉>

長年、社会のために貢献してきた高齢者に、健康で安心の生活を保障することは、国と自治体の責任です。政令指定都市のなかで最も人口の高齢化が進行している本市において、高齢社会対策の取り組みは、引き続き最も切実な市民要望の一つとなっています。

- (1) 「いのちをつなぐネットワーク事業」の体制充実をはかり、地域の民生委員への支援を強化するなど、高齢者をはじめ支援を必要とする市民が安心して暮らせるよう福祉施策を抜本的に強めること。民生委員・児童委員と福祉協力員の協力体制を充実させ、地域の見守り・支援体制の構築と、いのちをつなぐネットワーク関係機関との連携強化を図ること。民生委員の活動を支援するため、増員や活動費の増額等、負担軽減に向けた取り組みを強めること。
- (2) 高齢者の社会参加を促進するため、路線バス、JR、モノレール等の公共交通機関、及びタクシーを対象とする「高齢者福祉乗車券」の発行等、施策を充実させること。
- (3) 訪問給食サービスを拡充し、高齢者などの食の確保を図るとともに、孤独死防止対策の一環として機能させること。
- (4) あんしん通報システム（旧緊急通報システム）は、携帯電話でも利用できるシステムに改善すること。
- (5) 家庭・職場・生活道路など、日常生活の場からバリアをなくすとともに、公共交通機関など移動手段の整備・拡充を図るなど、高齢者及び障害者福祉計画を見直すこと。
- (6) 縮小した敬老祝金制度を元に戻すこと。
- (7) 若年性認知症対策として、市の東西で就労の希望を応援するデイサービスを行うこと。アルツハイマー症の進行防止・回復と、家計の困難に直面する本人への支援について、全国の先進例から学び、効果的サービスを開始すること。
- (8) 市内に4箇所設置している「認知症疾患医療センター」の設置計画を見直し、各区に1箇所ずつ設置すること。
- (9) 「認知症支援・介護予防センター」の人員体制と事業内容をさらに充実させること。
- (10) 国に対し、「マクロ経済スライド」による年金切り下げを撤回するよう求めること。誰でも月額5万円が支給される最低保障年金を創設し、支払った保険料に見合う額をそれに上乗せする二階建ての年金制度への改正を行うよう求めること。年金の支給を現在の隔月支給から、国際標準の毎月支給に変更するよう意見をあげること。

<介護保険>

本市の介護保険第1号被保険者の保険料基準額は、2018年3月に策定した第7期介護保険事業計画（2018年度から3年間）において基準額（月額）は6,090円、年間4,680円の引き上げで73,080円となり、制度発足の2000年当時の37,780円の約1.9倍にもな

っています。被保険者の収入に対する保険料の負担割合は、低所得者層では 4.1%、基準額の層は 6.1%と、たいへん重くのしかかっています。

2018 年度、年金受給額が年 18 万円未満の自ら保険料を納める普通徴収対象者 25,100 人のうち、28.7%にあたる 7,226 人が保険料を滞納しています。保険料滞納により 204 人が給付制限を受け、介護サービスが必要な状態にもかかわらず 130 人がサービスを受けることができていません。

一方、介護報酬が 2017 年度は介護人材の処遇改善で 1.14%、2018 年度は 0.54%引き上げられたものの、介護施設の経営は依然厳しい状況が続いています。介護労働者の処遇も一定改善されましたが、引き続き低賃金等の理由により離職率が高く、人手不足は深刻であり、さらなる改善が必要です。

また国が、要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付から外したこと、さらに 2021 年度の介護保険法改定に向け、要介護認定者全体の 52%を占める要介護 1・2 の人を“軽度者”とし保険給付の対象から外そうとする動きは、給付対象者を半減させることが狙いであり、公的責任の後退と、サービス低下が懸念されます。国に対し中止を求めるべきです。

- (1) 国に対し、介護報酬を適正に引き上げを求めること。
- (2) 市民の介護保険料負担を軽減するため、本市介護保険特別会計への一般会計からの独自の繰り入れを行うなど、必要な措置を講じること。
- (3) 地域支援事業については、報酬単価の設定を含めて事業者の意見を十分に聴取し、適切なサービスが利用者に提供されるよう改善すること。特別養護老人ホームへの入所を原則要介護度 3 以上とした改悪、サービス利用料の引き上げ、地域支援事業の対象拡大など、介護保険制度の更なる改悪を撤回するよう国に求めること。
- (4) 軽度者が利用する福祉用具を、自己負担化する介護保険制度の改悪に反対すること。
家事援助サービスの停止をやめ、必要な人が十分サービスを受けられるよう、国に改善を求めること。当面、市として独自に必要なサービスを確保する対策を実施すること。
- (5) 市民センターでの巡回型健康相談については、市民センターを中心に、健康づくり・介護予防の拠点にするために、保健師などの専門職を配置すること。生涯学習機能も持っている市民センターは、手狭になる施設が発生することが予想されることから、「年長者いこいの家」の活用や市民センターの拡充も含めて検討すること。
- (6) だれもが、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、市独自の利用料減免制度を創設すること。また、境界層措置の周知をさらに強め、もれなく申請できる制度とすること。
- (7) 特別養護老人ホーム、小規模介護老人福祉施設などのさらなる増設をはかり、待機者を解消すること。地域密着型サービスの充実等、在宅福祉サービスの充実を図ること。
- (8) 介護報酬引き下げの影響による介護従事者の就業の実態を調査・検証すること。また、介護労働者確保のための育成と研修によるサービスの向上をはかるとともに、生活できる賃金の保障、及び腰痛予防対策を含む労働条件の改善に向けて事業者を指導すること。
- (9) 訪問介護者が効率的に働けるよう、訪問介護時の路上駐車問題について対策を講ずること。

- (10) 要介護認定に関して、利用者に不利益と不公平感が生じないように、市として検証を行うこと。
- (11) 日常生活介護（ホームヘルプサービス）の利用者に対し、時間短縮を機械的に押し付けないよう事業者を指導すること。
- (12) 所得税の障害者控除が適用される要介護者に対し、啓発と申請援助を行うこと。
- (13) ユマニチュード（＝ケアをされる患者と、一人の人間として向き合う事から生まれる認知症ケア）について、本市でも研究をすすめること。
- (14) 2021 年度の介護保険法改定に向け、要介護 1・2 の人を保険給付の対象から除外することをやめ、要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付に戻すことを国に求めること。

＜障害者福祉＞

障害を持つ人が安心して、人間らしく生きることができるよう、現行の障害区分を廃止し、支援の必要に応じた新たな法制度を作ること、市として国に対し強く求めるとともに、市独自の対策を講ずることが必要です。

- (1) 国に対して、障害者総合支援法を見直し、「基本合意」「骨格提言」にもとづく、障害者総合福祉法の制定とともに、応益負担は廃止し、障害者の福祉・医療を無料にするよう求めること。
- (2) 国に対して、障害基礎年金の支給額を増額するなど、制度の改善を求めること。
- (3) 65 歳から 74 歳までの市民が重度障害者医療の適用を受けようとする場合、後期高齢者医療制度への加入を前提条件としている福岡県の運用について、国の指導に従って見直すよう福岡県に要請すること。
- (4) 重度障害者医療費給付制度の所得制限をなくすこと。県に対して精神障害者医療給付制度について、精神障害者手帳 2 級まで対象とするよう求めること。本市独自の上乗せとして入院も対象にすること。
- (5) 障害者が地域で生活出来るよう、グループホーム・ケアホームなど必要な施設を設置し、職員の配置を十分に行うこと。事業者に対しては、腰痛予防対策を含む労働条件の向上について、適切な指導を行うこと。特に 24 時間、切れ目のない支援と見守りを必要としている知的障害者のために、昼夜一体の施設を設置すること。
- (6) 地域での社会参加やスポーツなどの余暇活動を保障するために、余暇活動を行っている団体やボランティアなどへの支援を行い、障害者の社会参加を促進する体制をさらに整備すること。
- (7) 障害者小規模共同作業所の安定した運営への支援を拡充するために、補助金のいっそうの増額や、認可を促進するための援助と指導を行うこと。
- (8) 障害者の雇用では、全国的に A 型事業所が撤退し、障害者が解雇される事件が起こっており、本市でも児童養護施設などでの不正事件が発生しているため、監査強化で不正防止と安定経営に全力を挙げること。
- (9) 1978 年の開設以来、障害のある子どもたちの療育と医療の中核施設として、早期支援や療育訓練、相談支援などにおいて様々な先進的な取組を行い、全国にも誇れる成果

を上げてきた北九州市立総合療育センターについて、さらに充実をはかること。本年9月に同センターが、厚生労働省によって公立・公的病院の再編統合に向けた議論を促すとして公表された全国424の施設の中の一つとして上げられた。国が機械的に基準を決め、地域性や病院の実情を一切無視した実名公表に、関係自治体から厳しい批判があがっている。

- ①合理性のない公立・公的病院の再編統合を撤回するよう、国に求めること。
 - ②必要な医師の確保をはかること。
 - ③MRIの導入など医療機器の整備を行い、機能を充実させること。
 - ④併設の発達障害者支援センター「つばさ」については、人員体制や運営等のさらなる充実に努めること。
 - ⑤西部分所について、人員体制や運営等のさらなる充実に努めること。
- (10) 精神障害者の公共交通機関等の料金割引制度は、他の障害と同等に適用するよう、関係事業者への働きかけを強めること。
- (11) 乗車距離が101 km以上の場合に適用するとしているJRの障害者料金割引制度について、他の公共交通機関と同等の制度に改善するよう、関係機関に働きかけるとともに、JR各社にも直接要請すること。
- (12) 「障害者優先調達推進法」に基づき、本市による市内の障害者共同作業所等の製品購入をさらに拡大すること。
- (13) 聴覚障害者支援のため、行政窓口や高齢者福祉施設に専門の支援員を配置すること。
- (14) 基幹相談支援センターと各区役所窓口等に、聴覚障害者の手話相談員を配置すること。
- (15) 市の障害者雇用の法定雇用率が守られているか、日常的にチェックする体制を確立すること。障害者雇用促進法にもとづいて、市の職員として精神障害者、知的障害者を含めた採用に積極的に取り組むこと。
- (16) 障害者が65歳を過ぎると介護保険が優先適用とされているため、1割負担とサービスの大幅な後退で耐え難い負担になっている。障害者が65歳以上になっても、負担増や介護サービスから排除されないように、障害者サービスの上乗せや横出しなど本市独自の改善を行うこと。

■市民のいのちと健康を守るため、医療の充実したまちづくりを

だれでも安心してかけられる医療の実現、健診受診率の向上や健康相談等を通じて病気の早期発見・早期治療を促進する等、市民の健康を守る市の施策をいっそう強化することが求められています。

本市の国民健康保険加入者は、高齢者と低所得者が多く、所得に対する保険料負担率は政令市のなかで最高レベルであり、2018年度の法定軽減世帯が政令市中最高の67.1%にもなっています。そのために、今年7月末日現在、保険料が払えないために正規の保険証が交付されていない世帯は、加入世帯全体の7.98%にあたる10,734世帯（短期証を含む）となっています。また、国保の都道府県単位化によって、今後市民の負担がさらに増えることが懸念されています。

また、リストラ、解雇によって被用者保険から国民健康保険へ移行する就労所得のない加入者も増えており、「高すぎる保険料」の引き下げがますます切実な要求となっています。

しかし、本市の国民健康保険料は、北橋市長が就任した 2009 年度と 2018 年度との比較で、応益割保険料は 68,910 円から 74,450 円へと、5,540 円、8.0%も高くなりました。加入者一人当たりの一般会計からの市独自の繰入金が、「保険料軽減に努力する」とした 2009 年度の 18,726 円に対し、2019 年度は 5,192 円となっており、その対応は不十分と言わなければなりません。

後期高齢者医療制度については、重たい保険料負担、高齢者への差別的な医療内容など、極めて問題のある制度であり、多くの国民がその廃止を強く求めています。

国は「税・社会保障一体改革」によって、70～74 歳の高齢者の医療費窓口負担を 2 割に引き上げましたが、今後定額窓口負担の導入など、更なる患者負担増を狙っています。

<国民健康保険、後期高齢者医療制度>

(1) 都道府県単位化された国民健康保険制度について、市民の負担軽減のために以下のよう
に措置すること。

- ①一般会計からの市独自の繰入金を増やし、加入者の保険料負担を 1 世帯平均 1 万円以上引き下げること。
- ②国民健康保険料の減免制度を、加入者の実態に合ったものに改善すること。2013 年度から 2018 年度の 5 年間で、条例減免は金額で 68.0%、世帯数で 70.0%減少し、中でも多子減免は金額で 69.1%、世帯数で 67.2%と減少しており、条例減免の拡充を行うこと。特に、多子減免が一人目の子どもを対象にしていないことは子育て支援に逆行するものであり、改善のために子どもの均等割保険料を減免すること。
- ③医療費の一部負担金減免制度について、制度の周知を徹底するとともに、さらに改善を図ること。
- ④保険料滞納を理由とする、国民健康保険証の機械的な取り上げはやめること。納める意志があるにもかかわらず納めることができない世帯については、正規の保険証を交付すること。閣議決定に基づく医療受診の緊急時の短期保険証交付の制度を市民に周知すること、また県・市町村の協議の場で、本市の立場を表明し、福岡県国保運営方針の資格証明書取り扱いの項に明文化して県内全市町村に徹底すること。
- ⑤国民健康保険料の特別徴収による年金からの天引きについては、低所得者や滞納者に対し機械的な対応ではなく、きめ細かで丁寧な対応をすること。

(2) 次期の後期高齢医療保険料について、引き続き剰余金、財政安定化基金等を活用して引き下げるよう福岡県広域連合に要請すること。

(3) 国に対し後期高齢者医療制度の廃止とともに、9 割、8.5 割、2 割などの特例軽減の縮小を中止するよう求めること。

<健康づくり、医療体制、市民負担軽減>

(1) 市民の健康づくり前進させるため、特定健診・がん検診体制の改善、自己負担の無料化や個別健診の促進、保健相談・指導の充実を図ること。特定健診の項目に、認知症検査

を加えること。また、それを担うスタッフとして、市の保健師を増員すること。後期高齢者医療の「歯科健診」の受診の取り組みを促進し、プランに受診率の数値目標を設定すること。

- (2) 国に対し、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種の無料化を求めること。当面、市の施策として他の指定都市以上の負担軽減措置を講じること。また、4300円としている本市の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用を、近隣の行橋市等京築6市町が接種費用を1800円としていることを参考に引き下げること。
- (3) 経済格差が影響して健康格差が生じている現状の是正のため、特に子どもの学校健診を通じた要治療の未受診の是正に取り組むこと。
- (4) 国に対して、B型・C型などの肝炎感染者・患者救済のために「肝炎患者支援法」を早急に制定するよう強く求めること。県に対し、拠点病院の早期設置を強く求めること。また、市として、100%の市民に肝炎ウィルスを検査する計画を立てること。市独自の患者に対する医療費の支援制度創設を検討すること。
- (5) 夜間・休日急患センターについて、深夜帯の診療を再開すること。
- (6) 経済的な理由で傷病の治療が受けられない市民を救済するため、市として市内医療機関において、無料・低額診療の取り組みが広がるよう啓発すること。また、国に対し、保険調剤薬局においても無料・低額の取り扱いが行なえるよう改善を求めること。当面の間は、市の補助制度を実施すること。
- (7) 国に対して、引き上げられた入院時食事療養負担額の引き下げを要請すること。

＜市立病院機構＞

- (1) 本年4月より独立行政法人化された医療センター、八幡病院、看護学校について、市民のいのちと健康を守る責任を持つべき設置者として、機能を充実させること。
 - ①市民の多様な医療ニーズに応えられるよう、医師、看護師をはじめ医療従事者を十分に確保し、処遇改善に全力をあげること。
 - ②総合周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室の拡張、及び人員配置を改善すること。
 - ③経済的な事情で必要な医療を受けることができない市民を救済するため、「無料・低額診療」を実施すること。
 - ④市立門司病院について、地域住民を交えた評価委員会を設置して、運営上の課題等について検討を行い改善すること。
 - ⑤（新）八幡病院、医療センターを中心に民間医療機関と連携して、市民の救急医療ニーズに応えられるよう体制を強化すること。
 - ⑥（新）八幡病院小児救急センターの診療体制を充実させること。
- (2) 「ノーリフトの理念」にもとづき、リフトの導入・活用で医療従事者の労働環境改善をはかること。

■最後のセーフティネットとして生活保護制度の適切な運用と改善をはかること

＜生活保護＞

政府は、社会保障費の増大を口実に消費税 10%への引き上げを強行し、その一方で医療・介護などの切り捨てを強行しています。高齢化の進展のもとで、介護保険料・利用料の負担、医療費の窓口負担が市民生活を圧迫し、医療・介護サービスから排除されるというケースが広がっています。また、非正規雇用など不安定雇用の拡大と、実質賃金の連続マイナスなど、市民の暮らしは厳しい状況が続いています。

そのような市民の生活実態に応じた最後のセーフティネットとして、生活保護制度が果たす役割がいっそう重要になっているなかで、国は一方的に 2018 年 10 月から 3 年かけての段階的な生活保護基準の一部切り下げを強行しており、弱者を切り捨てる冷たいやり方に、市民の怒りが広がっています。

- (1) 憲法 25 条および生活保護法の趣旨に基づき、市民が安心して必要な援助を受けられ、生活できる生活保護行政に改善すること。
- (2) 生活保護の面接及び審査にあたっては、申請権の侵害を行わないこと。特に、以下の点に留意して対応すること。
 - ①近年、相談者や保護受給者に対する人権侵害的な言動が問題になっており、相談者や保護受給者の立場に立って、親身な対応に努めること。また、相談に占める申請の比率が低い状況が続いており、保護申請の意思がある人は確実に申請を受け付け、援助すること。
 - ②北九州市生活保護行政検証委員会の報告を受けて見直した「手引き」を遵守した適切な対応に努めること。
 - ③申請に対する審査期間は、法の規定にもとづいて2週間以内を守ること。
 - ④生活保護申請に至らなかった人のうち、孤独死を防ぐための見守りが必要な人に対しては、必要な人員を配置して、状況の把握と支援を実施すること。
 - ⑤交通事故の慰謝料等の臨時収入について、確定判決に従い、自立更生のための控除を認めること。
 - ⑥生活保護行政フォローアップ委員会の「実情は、生活保護行政について、大方の市民は意外なほど正確な知識をもたず、旧来の風評をもとに偏見に捉われた見方をしがちである、市民は正しい認識を持つ必要がある」との指摘を受け止め、誤解や偏見を解消するための啓発に取り組むこと。
- (3) 予算編成にあたっては、抑制された世帯類型別保護人員の掘り起こしや生活困窮世帯の保護捕捉率の調査を行い、十分に余裕ある予算を組むこと。
- (4) 相談者・受給者への人権を尊重した対応や援助、就労支援など、本来の意味での自立支援に取り組むため、ケースワーカーを増員すること。ケースワーカー 1 人当たりの平均担当数を 80 ケースとしている現在の配置基準を見直し、精神疾患・障害などケースの実情に合ったものに改善するとともに、申請意思があるすべての相談者の申請受付に対応できるよう、相談担当係長を増員すること。

- (5) 生活困窮者やホームレスへの援助を強めること。生活保護の適用促進、緊急入院した場合の日常生活費の支給、救護施設やホームレス自立支援センターの人員増など、その機能を拡充するとともに、雇用相談などを充実すること。
- (6) 生活保護制度について、国に対し下記の事項を要望すること。
- ①医療扶助費の一部自己負担を導入しないこと。
 - ②生活保護の経費は全額国の負担とすること。
 - ③生活扶助基準額、住宅扶助基準額、冬期加算の引き下げを元に戻し、老齢加算を復活すること。
 - ④生活保護法の改悪やさらなる生活扶助基準の引き下げをしないこと。また、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、障害者加算、在宅患者加算、出産扶助、葬祭扶助、生業扶助、教育扶助、高等学校等就学費、児童養育加算、母子加算、妊娠婦加算などの、あらたな削減を行わないこと。
 - ⑤夏場の猛暑に対応して、被保護者の身体への負担軽減のためのエアコン等使用に掛かる電力料金を賄うための夏季加算を創設すること。
 - ⑥厚労省事務連絡（2018.6.27.）による新規の保護利用者、転居の保護利用者に対する一時扶助において、家具什器類の見直し（＝エアコン設置給付）と同様に、2018年3月末以前の保護利用者でエアコンのない世帯への給付を行うよう国に要望すること。合わせて、エアコンの故障により利用できていない世帯への住宅維持費として、修理費の支給を国に要請すること（実施要領局長通知第7-4（2）ア関連）。
 - ⑦住宅扶助費に共益費（管理費）を含めること。
 - ⑧生活保護利用者が医療機関を利用する際、本人の希望や必要に応じて、後発医薬品ではなく先発医薬品を認めること。
- (7) 精神疾患や障害のある人など、専門知識を要するケースに対応できるよう、専門職を配置すること。
- (8) 就労指導において、「就労支援プログラム」に同意したことを根拠に、強引な就労指導や、機械的な就労指導のケースが増えており、過度な就労指導の実態を総点検し、何よりも本人の実情を尊重した、きめ細かな就労支援に改善すること。
- (9) 自動車の処分、保有、利用については国の基準を相談時に個別に詳しく説明すること。自立が見込まれる者に対する12か月の保有期限については、保護受給者の求職活動を見て適切に対応すること。
- (10) 移送費やおむつ代等の一時扶助費、校外活動参加費等の教育扶助費、敷金や住宅維持費等の住宅扶助費、技能習得費等生業扶助費等々、制度の周知を徹底するとともに、これらの申請を援助すること。
- (11) 生活困窮者自立支援制度についての市民啓発と相談窓口の充実をはかること。一時生活支援や学習支援など任意事業をすべて実施すること。
- (12) 住宅扶助費など、特別基準が設定されている施策について、「やむを得ないと認められるもの」については特別基準を適切に適用すること。（10）
- (13) 任意で協力を求めている、年1回の「資産申告書」において、任意を越える強制を行わないこと。特に財布の中身を広げさせるなどの人権侵害は行わないこと。

(14) 保護世帯の防災・防火対策について。

①住宅用火災警報器設置促進と10年更新の徹底、無線式連動型住宅用火災警報器への切り替えにより新たな見守りの共助体制を構築する重要性にかんがみて、保護利用世帯への「日常生活用具給付事業」の活用を徹底すること。

②地震対策の家具固定について、ケースワーカーの訪問時の点検指導を行うこと。その際、数万円の工事費の負担が困難と判断される場合は、金具等固定器具の本人実費負担を前提に消防局、消防団の支援をもとめること。国に対して住宅維持費に位置づけるよう要望すること。

(15) 生活保護利用者が市民一般の受診率の100分の1となっている基本健診、各種がん検診、歯科健診、後期高齢者医療の歯科健診を、第2次健康づくりプランの数値目標にもとづいて早急に受診率を向上させること。

(16) 「生活保護変更決定通知書」等は、利用者に分かりやすい書式に改善すること。

2. 安心して子育てができる環境づくりに全力をあげること

子育て世代にとって、安心して子育てができる環境づくりは切実な要求です。待機児童の解消と保育の質の確保は、親の願いであるとともに、子どもの成長・発達する権利を保障するために待ったなしの課題です。

2019年10月開始の幼保無償化は、10%増税の強行とともに開始されました。財源に消費税増税分を充てるとされ、対象は、3歳～5歳児と0～2歳の住民税非課税世帯です。「無償化」と言いながら、これまで保育料に含まれていた給食の副食費を実費徴収すること、事務負担量が増えること、公立保育所幼稚園は市町村に全額補助を負担させること、保育士配置数を2分の1に後退させ、深刻な保育の質の低下が懸念される企業主導型保育所の拡大、無認可施設の指導基準を満たさない施設も給付対象とする一方、朝鮮幼稚園やインターナショナルスクールなどの外国人学校を除外する差別的扱いは許されません。

本市では市長の公約のもとで「子育て日本一を実感できるまち」の実現をめざしていますが、ほとんどの施策が国基準どおりであり、子育て日本一の目標と大きくかい離しています。本市が質の高い保育を実施するためには、国基準を上回る見直しが必要です。

■子どもたちのいのちと健康を守るために

(1) 子どもの医療費支給制度については、早急に通院も中学校卒業まで自己負担のない、完全な無料化を実現すること。

(2) 妊婦に対する健康診査について、国が推奨する検査項目は、公費によりすべて無料にするよう、国に対し求めること。また、実現するまでは当面、市が独自に助成を行うこと。

(3) 子どもの貧困対策については、子どもの対策基本法・大綱に基づき、福岡県が計画を立てているが、市としても計画のなかに数値目標を設定し、積極的に取り組むこと。

(4) 子育て世代の住宅確保を支援するため、市営住宅の増設や、家賃補助などの拡充をはかること。

■安心して預けられる保育行政を

＜保育＞

- (1) 2018年度当初ゼロとなっていた本市の待機児童は、年度末には142人と前年の半分となりましたが、0歳から2歳児までの未入所児童は491人で横ばいです。しかも、2019年10月から幼児教育の無償化がはじまり、子どもを保育所に預けて働く女性もふえることが予想されます。
 - ①待機児童解消のために、認可保育所の増設を行うこと。
 - ②保育士確保に向けて、全産業平均と比べて月額10万円低い保育士の賃金を改善するため、市独自の処遇加算をさらに増額するなどの施策を講ずること。
- (2) ホームページでの年齢別の保育所空き枠公開など、一定の改善が行われていますが、その周知徹底をはかるとともに、掲載期間を延長すること。
- (3) 保育士の採用試験合格者のなかから辞退者が生じて、欠員が出ないように対策をとること。
- (4) 行政が直接、保育事業を行うことは、市民の子育てのニーズを直接把握し、子育て支援のノウハウを蓄積する上で重要である。民間の認可・認可外保育所に対する指導援助を含め、全体の保育事業の質の向上のためにも、これまでの実績は十分に生かされなければならない。そのために、今後とも行政の保育事業に対する責任を果たすため、市直営保育所を守り発展させ、その地域の拠点保育所とすること。
- (5) すべての市直営保育所において、延長・一時保育を実施すること。
- (6) 病児保育は、2009年度の8か所から現在12か所に増えたものの、目標の14に届いていない状況であり、さらに市として必要な援助を行い、増設を図ること。
- (7) 共働きの夫婦を支援するために、民間保育所だけでなく市の直営保育所において産休明け（生後43日後）保育を実施すること。家庭保育員をさらに増員すること。
- (8) 認可外保育所への財政的な援助や、園児への直接的な支援を行い、保育条件の整備を図ること。
- (9) 子どもたちの体調の変化や、アレルギー対応など、保育現場で保育士と調理員のコミュニケーションが十分取れるように、直営保育所の調理業務の民間委託を中止し、すでに民間委託している保育所は直営に戻すこと。
- (10) 公立保育所の駐車場を整備し、老朽化した施設を早急に建て替えること。
- (11) 保育所における3歳児以上の主食持参については、夏場の食中毒の危険や、冬場ではご飯が冷たく固まってしまうなど、良好な食事環境とは言えないため、食育の観点からも保育所でも自己負担なしで完全給食を実施すること。
- (12) 政令市で最も低い市民所得を考慮し、政令市で低位にある本市の保育料軽減率を改善して、保育料の大幅な引き下げを行い、保護者の保育料負担を軽減すること。
- (13) これ以上の保育所の民間移譲と調理業務の民間委託は中止すること。
- (14) 調理業務の民間移譲については、社会保険労務士など第三者を入れて契約どおり事業が進められているかどうかのモニタリング調査を行い、保育の質の確保や保育士の賃金・労働条件、充足状況などについて検証を行うこと。
- (15) 国に対し、保育士不足の解消のため、保育士の処遇改善を強く求めること。

- (16) 幼児教育・保育無償化については、国に対し給食費を無料化すること、また朝鮮学校やナショナルスクールの差別的扱いをやめるよう要請すること。国の改善を待たずに、本市独自に給食費負担をなくすとともに、市内の朝鮮幼稚園2園についても無償化を実施すること。
- (17) 保護者が非正規雇用やパートなどで月60時間未満の場合は、入所困難になっており、差別することなく入所対象にすること。

＜学童保育＞

2019年4月現在、市内133の放課後児童クラブに、12,575人の児童が登録されています。2015年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」によって、本市も条例による「運営基準」を設けましたが、指導員の処遇改善、保育料の減免など保護者や指導員の要望に十分に應えるものとはなっておらず、改善が必要です。

- (1) 校区社協が運営を担っているクラブでは、「年間1千万円もの財政をボランティアが預かるのは限界」と運営委員会から見直しを求める声も出されています。運営委員会の見直しを行うとともに、市が責任をもって運営すること。
- (2) 条例で、児童おおむね40人以上で「2人以上」としている放課後児童支援員について、1人は補助員でよいとされており、正規の複数配置が課題となっている。主任支援員2人を配置できるよう委託費の増額をはかるとともに、研修費の補助や研修時の代替要員の人件費などについても支援を行うこと。
- (3) 保育料を引き下げるために市の委託料を増額するとともに、市の統一した減免制度を拡充すること。
- (4) 障害児の受け入れを進めるために、現在、1人以上から支給している障害児加算を、受け入れ人数に応じて増額すること。
- (5) 「入所を希望する留守家庭児童数が10人以上」とする現在の市の設置基準を見直し、1クラブの児童数5人以上としている福岡県の設置基準に準ずるものに改善すること。
- (6) 全133クラブ中、現在施設基準を満たしていない46クラブについて、児童1人当たり1.65㎡以上の専用区画の面積基準を満たすよう、必要な措置を講ずること。
- (7) クラブの登録児童数の増加、心配な児童の増加で専門家の支援がますます重要になっており、現行1人の放課後児童クラブ・アドバイザー、同じく2人の臨床心理士の配置を見直すとともに、必要な専門家を増員すること。
- (8) 大規模学童保育クラブを解消するために、単位ごとの適切な整備をおこなうこと。
- (9) 休止中の八幡東区の槻田児童館については、整備をおこない地域での活用を進めること。
- (10) 長期休暇期間限定の受け入れについて、保護者や運営委員会の意見を踏まえて運営上の課題の検証を行うこと。
- (11) 児童館内クラブのうち、100人近い登録人数のクラブでまったく外遊びの条件がない施設5館、及び障害児の放課後デイサービスに通えない自閉症・情緒障害児の興奮時にクールダウンする場所のない施設について、早急な改善を行うこと。
- (12) 長期休暇期間中の指導員不足を解消するため、必要な人員確保対策をとること。

■どの子ども伸びる教育のための条件整備と、働きやすい職場への改善を

2017 年度に県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が実施され、本市は独自に学級編制の基準の設定、教職員定数の決定が可能となりました。財源措置を国に求めるとともに、教員の非正規率の改善、少人数学級の完全実施を早期に行う必要があります。

教育の現場では、長時間過密労働が続いています。北九州版学力テストの実施や、小学校 3 年生以上に「外国語活動」「外国語」の授業が始まり、授業日数が増え、ますます多忙化が深刻です。

さらに、小中学校の「道徳」が「特別の教科」（道徳科）とされ、小学校は 2018 年度、中学校は 2019 年度から実施されました。「愛国心」や犠牲的精神を強調し、戦前の「教育勅語」的な、天皇を頂点とする家族国家論の復活を目指す狙いは明確です。評価と検定教科書で教師と子どもを縛る、「道徳」の教科化は中止することを求めます。

＜教育＞

- （１）権限移譲により福岡県内で最低となった本市教員の給与等について、積極的に改善を図ること。
- （２）非正規教員の正規化をすすめ、正規率を早期に全国平均まで引き上げること。また、非正規教員の給与を「同一労働同一賃金」の原則に基づき、引き上げること。
- （３）早期に市立小・中学校の全クラスで 35 人以下学級を実現し、さらに 30 人以下への学級編成の改善を目指すこと。
- （４）教員の多忙化を解消し、働きやすい職場への改善をはかること。
 - ①公立学校教員への「1 年単位の変形労働制」導入は、教員の長時間労働につながるものであり、国に対し導入しないよう働きかけること。本市は、条例化しないこと。
 - ②教員の多忙化改善のために導入された業務改善プログラムによって、新たな多忙化を招かないようさらに取り組みを強めること。
 - ③教員管理のための教員評価システムや、競争教育に拍車をかける学校評価システムを廃止すること。
 - ④子育て中の教員について、人事異動や、校務分掌に関する希望を尊重し、最大限の配慮を行うこと。
 - ⑤教員の病気休暇取得の単位を、1 時間とすること。
 - ⑥臨時教員の産休、育休、病気休暇等を保障すること。
 - ⑦学力テスト、体力テストの準備による教員の負担軽減をはかること。
 - ⑧教員の部活動指導の負担軽減の方策を引き続き進めること。
 - ⑨部活動の外部講師の処遇改善を図り、人材確保に努めること。
 - ⑩教員の時間外在校時間（時間外勤務）改善の校種別・学校別の数値目標を設定し業務改善を推進すること。とくに時間外月 80 時間超過を根絶すること。80 時間超過等の産業医面談基準対象者は本人申し出を勧奨し、全員の健康管理をめざすこと。
 - ⑪教員の増員や業務改善の取り組みを、さらに強めること。

(5) 教科内容等について

- ①全国学力学習状況調査の中止を国に求めるとともに、本市として参加しないこと。また、市独自の学力テストは中止すること。
- ②学習内容を押しつけるのではなく、学校現場の裁量を拡大し、学校の教育活動を支えるための教材費や図書費の充実など、条件整備を進めること。
- ③同和教育副読本「いのち」の使用を中止するとともに、人権教育に名を借りた特定団体による教育介入を許さない対応を行うこと。また、旧同推配置校に配置する児童・生徒支援加配は各学校の現状に照らして配置し、特定団体との校外での会議等には参加させないこと。
- ④少数の委員による教科書選定の現状を改め、広く教員の意見を踏まえて教科書を採用すること。教科指導上、教師が使いにくい教科書は採用しないこと。

(6) 子どもの可能性を伸ばすための人員配置を進めること。

- ①小学校における体育科教員に偏った担任の配置を改めるとともに、小学校の専科教員の配置をさらに推進すること。
- ②学校図書館は、小・中学校全校に正規の専任司書を配置し、放課後を含めた常時開館を実施すること。
- ③スクールカウンセラーを中学校だけでなく全小学校に正規で配置し、子どもたちが相談しやすい環境をつくること。研修体制を保証し能力向上を支援すること。
- ④スクールソーシャルワーカーを正規で増員し、学校と協力し保護者への必要な支援を行うとともに、児童虐待防止策に資するために関係機関等との連携をはかること。
- ⑤市費嘱託講師については、正規採用を含めて待遇改善をはかること。

(7) 特別支援教育を充実させること。

- ①国に設置基準の策定を求めること。
- ②西部地域における学校施設整備は小池特別支援学校の再整備計画に続き、さらに障害特性に応じた学校施設・設備を充実させること。
- ③学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童・生徒の発達を保障するため、専門家の配置・通級指導教室増設など取り組みを強めること。また交付税を活用して、特別支援教育支援員を全校に配置すること。
- ④特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンターとしての役割を果たすために、人的配置等の条件整備をすすめること。
- ⑤特別支援学級の担任に本務教員を配置し、特別支援教育免許保持者の構成を高めるとともに、十分な補助講師を置くこと。
- ⑥現在8人の特別支援学級の学級定数の引き下げを行うこと。
- ⑦特別支援学校高等部の生徒の交通手段について、個別の事情を配慮すること。

(8) 子どもたちの食育に責任を持った学校教育を実施すること。

- ①給食費の値上げは行わないこと。献立を充実させるための費用は市が負担すること。
- ②給食の質の確保を図るために、学校給食調理の民間委託をやめて直営とすること。
- ③給食用食器を陶磁器などに改善すること。
- ④現在の東西2分割となっている統一献立を細分化し、地元農産物を活用した、安全で

おいしい給食の取り組みを進めること。

⑤学校給食の質を維持するために正規調理員の新規採用をすすめ、嘱託調理員の雇い止めを中止すること。民間委託業者の評価は第三者を含めた検証委員会で行うこと。

⑥親子方式で開始した中学校給食は自校直営に切り替えること。

⑦1食弁当方式の炊飯を自校方式に改めること。

⑧子育て支援として給食費無償化をめざし、保護者の経済的負担を減らすこと。

⑨給食調理場の環境改善と調理後の給食の適正な温度管理の必要性から、全学校においてエアコン設置を早急にすすめること。

⑩調理現場では高温多湿の環境のもと、重労働が行われており、熱中症の危険が指摘されている。直営・委託のすべての調理場で熱中症対策の総点検を行うこと。

(9) 市立学校の施設整備を行うこと。

①小・中学校、幼稚園の特別教室へのエアコン設置を、計画的に進めること。

②体育館の教育機能、防災機能を充実させるためのエアコンを設置すること。

③熱中症指数計を校舎各階、体育館、特別教室など注意を要する場所に十分に配置すること。

④学校施設の大規模改修又は長寿命化の計画を早期に実施すること。

⑤避難場所でもある学校施設等のバリアフリー化をすすめること。学校の防災機能を強化すること。

(10) 保護者負担の軽減をはかること。

①生活保護基準の引き下げに連動して、就学援助の対象基準を引き下げないこと。

②就学援助の制度を知らない父母の割合を0%にすることを数値目標として、周知徹底に取り組むこと。

③保護者の病気、失業、リストラ等の緊急事態にも即応できるよう、就学援助制度を改善・充実すること。標準服代・クラブ（部）活動費・生徒会費、PTA会費・卒業記念品費、運動着費、めがね代等内容の充実をはかること。また、交通費など支給時期は実態に合ったものにすること。

④国に対して給付制奨学金制度の拡大を要請するとともに、本市における給付制奨学金制度を創設すること。無利子奨学金の枠を拡充し、保証人の基準を緩和すること。

⑤私学（朝鮮学校を含む）助成を拡充し、保護者負担のさらなる軽減に努めること。

⑥高校への希望者全員入学への移行を国や県に要請すること。

⑦ひまわり学習塾について教職員や保護者の意見を踏まえて総括を行い、指導員への交通費支給など、必要な改善措置をとること。

⑧バス通学の児童・生徒の通学費は、無料とすること。

(11) 北九州市立大学の充実・発展のために支援を強めること。

①教育・研究条件を向上させるため、専任教員の増員、研究予算の充実をはかること。そのための運営費交付金を当初計画通り充実させること。大学院研究手当の引き下げを行わないこと。

②経済的理由で学業継続が困難な学生を支援するため、授業料減免枠を拡充すること。入学金・授業料については、国立大学授業料に合わせるのではなく、必要な引き下げ

- を行うこと。
- ③卒業生の地元就職が増えるよう、市内企業への積極的な働きかけを行うこと。
 - ④学生生活と進路支援の前提として、2014 年以降実施していない学生生活実態調査（無作為抽出対象は学生・院生、アンケート数は数千人規模）を国立大学法人にならって毎年行い、その結果を公表するとともに、事業評価と施策の基礎資料とすること。
- (12) 北九州市立高等学校の充実のために、必要な措置を講ずること。
- ①市教育委員会に所管課を置き、教育内容の充実と施設・設備の改善など、教育条件の整備を図ること。トイレの洋式化をはかること。
 - ②非常勤講師については、正規採用を含めて処遇改善等充実をはかること。
 - ③エアコンの維持・補修経費や電気代などの保護者負担を完全になくすこと。
- (13) 本市在住の震災・豪雨災害等被災児童生徒の学習や生活支援について、必要な措置を講ずること。
- (14) 2015 年 4 月に策定された「公立幼稚園の今後の方向性」において、「幼児教育の課題解決のために求められる教育・研究実践に取り組み、その成果を広く私立幼稚園等に発信し、本市全体の幼児教育水準の維持・向上に努めることは、教育委員会の責務である」とうたっている通り、幼稚園教育の充実を図るため、市立幼稚園を 4 園に削減する「行革」方針は撤回すること。
- (15) 小規模校である小・中学校については、強引な統廃合を行わないこと。
- (16) 民間譲渡される市立高等理容美容学校については、学費の値上げによる生徒の負担増を招かないようにするとともに、教員及び職員の雇用確保に努めること。
- (17) 図書館充実のため、以下の措置を講ずること。
- ①図書館を直営に戻し、必要な予算と人員を確保して、運営を充実させること。
 - ②既存図書館の耐震工事、バリアフリー化を含めた全面改修、建て替えなど、改善及び機能強化を早急に実施すること。
 - ③各地区図書館にプロジェクターを備えること。
- (18) 学校施設（体育館、運動場等）の使用料は無料に戻し、市民のスポーツ活動を支援すること。利用者の要望に基づき、学校施設の整備をはかること。
- (19) 新科学館の設置場所を見直すこと。運営形態は直営とし、学芸員を配置するとともに、地域住民の声、市民の要望を踏まえて運営すること。

■子どもたちの権利を保障するために

子どもたちの命が何より大切にされ、人間として尊ばれる環境づくりとともに、子どもたちの意見を尊重し、子どもたち自身の取り組みを教師、父母、地域が支え励まし、成長を見守ることが大切です。そのために、2019 年 4 月に施行された「子どもを虐待から守る条例」にもとづく積極的な取り組みをすすめるとともに、「子どもの権利条約」に対応する「（仮称）子どもの権利条例」の制定が求められます。

- (1) 憲法と子どもの権利条約をふまえ、いじめに機敏に対応できるよう、さらなるいじめ

防止策の充実、教育諸条件の整備につとめること。

- (2) 小中学校において性的少数者（LGBT）への理解を広げるため、教員など学校関係者の研修及び児童・生徒への教育・啓発を強めること。
- (3) 市内に、児童自立支援施設を設置すること。シンナー、薬物乱用など、青少年の非行防止のため、必要な対策をとること。
- (4) 児童相談所の充実を図る為に、児童福祉司の配置を拡充し、児童相談所の複数設置を検討すること。合わせて、児童養護施設の拡充、一時保護所の体制を充実するため立地の見直しを検討すること。
- (5) 10代の人工妊娠中絶が全国平均の約2倍となっている本市の現状を重く受け止め、公教育としての学校教育における性教育をはじめ、子ども達の心身の発達と人権を保障する施策を実施すること。
- (6) コムシティ内の北九州市立ユースステーションは、中高生の自由な活動の場として利用されており各区に整備すること。当面、東部地域においても同様の施設を整備すること。
- (7) 青少年に自由な活動の場を提供するために、北九州市立ユースステーションと連携を図り、児童館を積極的に活用すること。

3. 市民の知恵と力を活かすまちづくりをすすめること

■仕事と雇用を生み出し、地域経済を元気にする施策の展開を

本市の2018年度雇用動向調査では、従業員全体の過不足状況が「不足している」が58.1%、「過剰である」が1.8%となっています。「不足している」の割合から「過剰である」の割合を差し引いた過不足判断DIは56.3^{ポイント}で、前回調査（55.0^{ポイント}）に比べると1.3^{ポイント}上昇しており、少子高齢化や転出超過などが原因となり、労働力不足が経済活動の足かせとなっているのが現状です。とりわけ若者の正規雇用対策などの抜本的な強化が必要です。あわせて、若者を使い捨てにするブラック企業対策の強化も必要です。

本市の地域経済の振興のために、現行の「新成長戦略」において、以下の項目を柱に据えた施策に取り組むことを求めます。

北九州経済の主役は中小企業です。事業所数43,439箇所（2014年「経済センサス」に基づく推計）、従業者数441,106人で78.2%（同）を占めている市内の中小企業に活力を与えることが、北九州の地域経済を活性化する決め手です。制定された「中小企業振興条例」を実効性あるものにすることが強く求められています。

公共事業を市民生活に直接役立つものに切り替え、融資対策や販路拡大など、地元中小企業振興のため、有効な対策を取ることが急務となっています。

また、大企業の身勝手なリストラ・工場閉鎖、下請けいじめが、労働者と地元中小企業に深刻な打撃を与えています。行政として、大企業に社会的責任を果たすよう求めることが重要です。企業の誘致とその進出が地元中小企業の振興や正規雇用の創出等、真に地域経済の再生に波及効果をもたらす取り組みが必要です。

アメリカ政府から聖域なき市場開放を迫られるなかで、日米2か国だけの「自由貿易協定

(FTA)」は、中小企業を柱とした本市経済に及ぼす影響は重大です。とりわけ農業に与える影響は大きく、大幅な食料自給率の後退は農村の生存権を奪い、農地の荒廃を招くものです。

本市の産業及び農業の発展に逆行するＴＰＰやＦＴＡをきっぱりと断念するよう、国に対し強く求めることが必要です。さらに、安倍首相が消費税率１０％への引き上げを強行したことによって、零細事業所や中小企業は深刻な影響を蒙ることは避けられず、本市の地域経済そのものが強烈な打撃を受けることは必至です。アメリカとのＴＰＰやＦＴＡと同様、市として消費税増税及び「インボイス制度」の導入に明確に反対する立場に立つことを強く求めます。

- (１) 市として国に対し、消費税を５％に引き下げるとともに、「インボイス制度」の導入を行わないよう、強く求めること。
- (２) 国に対し、本市の産業及び農業の発展に逆行するＴＰＰ、アメリカとのＦＴＡ協議からの撤退を求めること。
- (３) 「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行にあたっては、国からのトップダウンではなく、市民の理解と創意を結集したものとする。
- (４) 企業誘致インセンティブの助成金・補助金については、以下の点を踏まえて交付すること。
 - ①制度そのものが過度な財政負担とならないようにすること。
 - ②補助金交付にあたっては、進出企業が補助金支給額を超えるだけの経済効果をもたらすか否かを外部有識者が事前に審査する制度を設け、審査結果を原則として市民に公表すること。
 - ③補助金の交付を受けて進出した企業が撤退もしくは財産の売却をした場合には、補助金の返還を求めることができる規定を設けること。また、地域に対する説明を義務付けること。
 - ④市内に進出する企業に対し助成等を行なう場合は、市内からの正規雇用を交付条件とすること。
 - ⑤補助金などの要件を見直し、地元中小企業がさらに利用しやすい制度に改めること。
- (５) 「リストラアセスメント条例」をつくり、大企業の進めるリストラ（合理化）、事業縮小や撤退などの計画を事前に把握するとともに、それが地域経済や雇用に悪影響を及ぼさないよう規制・指導を行うこと。
- (６) 現在の建設事業以外の物品・役務の入札制度では、価格が低い事業者が落札しており、低価格のため事業者の経営も労働者の生活も守られません。公契約条例の制定や委託における最低制限価格の導入など入札制度の改善を行うこと。
- (７) 「中小企業振興条例」の制定を踏まえ、市内の全事業所訪問による実態調査を行い、中小企業・商店の支援を強化すること。
 - ①市として、技術向上や販路拡大に向け、ホームページ作成支援や、技術・情報データベースの充実に取り組むこと。
 - ②市の中小企業向け制度融資について、全額保証に戻すよう関係機関に働きかけること。融資を申し込んだ中小企業に市の規定以上の書類提出を求めたり、金融機関が市の制度融資をプロパー融資のように取り扱ったりすることのないよう、取り扱い金融機関

に対して十分指導・監督すること。あわせて、審査等の手続きについては迅速に行なうよう指導すること。

- ③中小企業融資の受付窓口を、各区役所に設けること。北九州市独自の直貸し制度、現行の融資制度の貸し付け枠の拡大及び、借り入れ分の利子補給や返済猶予、各種制度融資の利子引き下げなどを検討すること。
 - ④既存業者も対象に含めた中小企業団地、レンタル工場の施策に取り組むこと。
 - ⑤「住まい向上リフォーム促進事業」を復活させ、使用目的を限定せず、使い勝手の良いものに改善し、予算を増額すること。受付窓口を増設すること。
 - ⑥市の中小企業訪問の結果を公表し、施策に活かすこと。
 - ⑦中小企業や起業を計画する市民等が、高額な工作機械や測定機器を安い費用で利用できるように、機器を設置した設備の整備も含め、中小企業等の支援メニューの一つとして充実・推進すること。
- (8) 公共事業は、浪費型の大型事業を全面的に見直し、特別養護老人ホームなど福祉施設や市営住宅の建設・長寿命化、全教室の冷暖房設置、学校施設の大規模改修、河川の改修・内水氾濫対策をはじめ、事業全体の地元中小企業への発注率を金額ベースで9割以上に引き上げること。工事の第1次、第2次、第3次下請負人契約に地元企業を優先するため、建設工事請負契約約款に「地元下請業者締結義務」規定または努力義務規定をいれること。また、入札参加資格のない中小・零細業者を登録し、市が発注する小規模な工事・修繕などに受注機会を拡大する「小規模工事等希望者登録制度」を創設すること。
- (9) 地元農林水産業の振興のため積極的な対策を講じること。
- ①食料自給率の向上にむけ、農家が安心して生産に励むことができる条件を保障するために、生産コストをカバーする農産物の価格保障と、それを補う適切な所得補償を組み合わせた制度の構築を国に働きかけること。
 - ②生産・保冷・流通に必要な施設整備とともに、地元特産物の農産加工への支援を強化するなど、都市型農林水産業の総合的な振興と後継者対策に取り組むこと。そのためにも、農業関係者から強い要望の出ている（仮称）西部農業総合センターの設置を急ぐこと。
 - ③地産地消や食の安全を重視した地域づくりをすすめるためにも、直売所や産直販売などの地域の自主的な取り組みを積極的に支援し、農業者と消費者の共同を広げること。地元農林水産物を活用した豊かな病院給食、学校給食など地産地消を促進すること。
 - ④役割・責任が格段に重くなっている農業委員会について、職員の配置増をはじめとする体制強化と予算確保を急ぐこと。
- (10) 最低賃金を全国一律とし、さらに1,500円へ改善するよう国に要望すること。
- (11) 若者の正規雇用を拡大し、将来に展望が持てる雇用環境を実現すること。
- ①市内民間企業等に対して、地元高校・大学卒業者等の正規雇用採用枠の拡大等を働きかけること。
 - ②市職員の年齢構成などを考慮し、将来を見据えた新規採用をすすめること。
 - ③社会福祉支援策の充実によって、福祉分野での労働力確保を図り、若者の雇用の場を広げること。

- ④関係機関と連携し、偽装請負、サービス残業等の根絶に向けた改善に取り組むこと。
- ⑤労働ハンドブックを高校・大学卒業生および新成人に配布し、青年労働者の権利を守る取り組みを支援すること。
- ⑥本市の地方総合戦略において、女性・若者雇用創出とマッチングなどについて目標を設定して取り組むよう位置づけること。
- ⑦改正労働契約法の周知が遅れており、あらゆる機会に啓発するとともに、無期契約逃れを指導・改善すること。若者ワークプラザ等で実施する、社会保険労務士による市の労働相談においても徹底すること。
- (12) 国・県とも連携して若者などを過酷な労働に追い立て、使い捨てる“ブラック企業”をなくすため、早急に取り組むを行うこと。
 - ①長時間労働の実態の把握に努めること。
 - ②セクハラ・パワハラ・マタハラやサービス残業など違法行為の根絶、等の対策をとること。
- (13) 宿泊税の実施にあたり、修学旅行生への負担軽減措置、零細宿泊事業者への支援を行うこと。
- (14) 本市の「商店街の活性化に関する条例」を踏まえ、市場・商店街への支援を強めること。
 - ①大型小売店の無秩序な出退店を規制し、既存の市場・商店街の活性化をはかること。
 - ②ファックス等を利用した高齢者等への「宅配事業」をはじめ、市場・商店街の共同事業や行事を支援すること。また、消費者の利便性を高め、人が集まる街づくりをすすめるため、駐車場、広場、公園、コミュニティセンター、行政施設等を整備すること。
 - ③空き店舗の実態把握と情報提供を行ない、有効活用と創業者支援を強化すること。また、空き店舗助成制度の予算の拡大と助成対象の拡大を図ること。
 - ④商店街の再生のために、まちなか商店リニューアル助成事業（群馬県高崎市）の実績に学び、空き店舗対策も含め、抜本的な支援策を講ずること。

■地球環境を守り、自然を大切にする取り組みに全力をあげること

2015年のCOP21で成立した「パリ協定」で、先進国だけではなくすべての国が21世紀末までの世界の平均気温上昇を工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」、更に1.5度以内へ向けて努力することが確認されました。ところが、温暖化対策が経済成長を阻害するとの産業界の意向を代弁する米国のトランプ政権が、パリ協定からの離脱を通告したことで、人類の死活的課題である温暖化防止対策の今後は、予断をゆるさない状況です。

本市では、産業部門での二酸化炭素総排出量が7割近くを占めており、本市の『環境モデル都市』の看板を、内実を伴ったものにするためには、最大の発生源である産業部門に対して「温室効果ガス削減」を強く働きかけ、国の温室効果ガス削減政策を積極的にリードするような成果をあげることが重要です。

一方、ごみの減量化や地球環境を守る気運が高まる中で、今後いっそう幅広い市民の協力を得て、リデュース・リユース・リサイクルを促進してごみの減量化をはかるとともに、「地

球温暖化物質削減」の取り組みなど環境保全を重視し、市民の健康と安全を最優先する環境行政に転換することが必要です。また、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に深刻な問題となっており、本市のホームページでも「使い捨てプラスチックの使用削減は、生物の生息環境を守るだけでなく、原料となる原油の使用量も削減され、地球の資源保護の観点からも有効な取り組みになります。また、プラスチックの製造過程やリサイクルできないプラスチックの焼却過程で排出される地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減にも繋がります。」として、使い捨てプラスチックの使用削減と適正な処理の必要性を強調しており、本市の積極的な取り組みが求められています。

(1) OECD（経済協力開発機構）によりアジア地域で初めて選定された「SDGs」推進に向けた「世界のモデル都市」として、2020 年までの「温暖化物質」の短期削減目標を定め、市内大企業に温室効果ガス削減の踏み込んだ目標を提起するとともに、産業界との協定の締結、削減実績の報告を求めるなど、地球温暖化対策を積極的に推進すること。2050 年の超低炭素社会、その先の脱炭素社会にむけて、本市環境基本計画と施策の抜本的見直しを行うこと。

(2) プラスチックごみの減量対策を強力にすすめること。

- ①プラスチックの「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換に向けた実効のある仕組みづくりのために、国に対し生産から廃棄までメーカーが責任を負う「拡大生産者責任」を徹底するとともに、容器包装プラスチックごみのリサイクルルートにのらない、いわゆる製品プラスチックのリサイクル対策を本格的にすすめていくための早急な法整備などを国に求めること。
- ②市役所が率先してプラスチックごみの減量化を推進するために、庁舎内等や市の関連行事で発生するプラスチック製容器包装やプラスチック製品について、発生抑制とリサイクルを徹底すること。
- ③市として市内の事業者に対し、レジ袋の削減をはじめ、使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するよう働きかけること。
- ④プラスチック容器包装の分別協力率を、現状の 40%程度から 2020 年度目標 55%の達成にむけて確実に進めること。その他、硬質プラスチックの回収・油化事業に取り組むこと。
- ⑤プラスチック容器包装リサイクルを促進しながら、食品トレイの生産・販売・流通・リサイクルの循環の仕組みを導入すること。
- ⑥マイクロプラスチックの蓄積状況の調査（環境および魚介類・野生生物・人体）を行い、環境基本計画のなかに発生抑制対策を新たに位置づけること。

(3) ごみ処理の公的責任を明確にし、ごみ減量化に本格的に取り組むこと。

- ①家庭用ごみ袋を無料に戻すこと。
- ②粗大ごみ（大型ごみ）については収集手数料を無料に戻すとともに、各環境センターを窓口として、市民からの申し込みにもとづきすみやかに戸別収集することを原則とすること。
- ③ごみステーションについては、ごみ出しルールの向上に努めるとともに、市民の利便

性を向上させるために必要に応じて箇所数を増やすこと。また、家庭ごみステーションにおける資源化物の収集箇所を増やすこと。2015年3月の第40回環境審議会が答申した「市の未利用地へのステーションの設置の検討」にもとづいて、市の未利用地へのステーションの設置をすすめること。

- ④ごみステーションに対する防鳥ネット、簡易集積容器、及び固定式の簡易折りたたみ型集積容器などを支給する補助制度を改善、充実させること。
 - ⑤バス停、公園等に公共のゴミ箱を設置し、市の責任と市民参加によるまち美化を進めること。
 - ⑥市の責任において、古紙の回収とリサイクルの取り組みを強化すること。
 - ⑦製造者責任の徹底と過剰包装の抑制などで、ごみ減量化を進めること。
 - ⑧市民の協力により、いっそうのごみ分別収集に取り組み、ごみの減量化とリデュース・リユース・リサイクルを推進すること。
 - ⑨生ゴミの分別、資源化、リサイクルの取り組みをすすめ、循環型社会形成推進基本計画で示している2020年度までに8%削減目標を確実にすすめること。生ゴミの分別、資源化、リサイクルに取り組むこと。そのために、熊本県水俣市での21分別収集と生ゴミ収集ゼロのとりくみ、福岡県大木町での生ごみ・し尿液肥化、築城町でのし尿液肥化事業に学び、希望する市民が生ごみリサイクル・排出ゼロに取り組める仕組みを準備すること。かつて行われた、コンポスト購入（電動式含む）の補助金を復活させること。
 - ⑩一般廃棄物、事業系ごみの削減目標を確実に達成すること。
 - ⑪「北九州市民環境行動10原則」を見直し、市民、NPO・ボランティア団体、企業、教育機関と連携し、市が中心となって環境保全に取り組むこと。
 - ⑫「ふれあい収集」制度の周知を高め、利用対象を拡大すること。
 - ⑬食品廃棄物を減量するための方策を早期に推進すること。
- (4) 光化学スモッグ、PM2.5、SPM、降下ばいじん、自動車排ガス、悪臭対策を強め、クリーンな大気を実現するため、ばいじんなどの排出企業に対して早期の改善を強く求めること。
- ①石炭や鉄鉱石などのストックヤードやベルトコンベアによる運搬時の飛散については、密封型に改めるなど緊急に改善をさせること。
 - ②測定箇所を発生源に近接した場所にも設置し、日常の観測などを強めること。
 - ③監視・調査体制を強化するとともに、企業への指導情報を市民に公開すること。
- (5) ダイオキシンをはじめとする化学物質、アスベスト、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）などの実態調査と情報の公開を行い、必要な対策を実施すること。PRTR法に基づく、健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の市内における排出・移動量を市民に公表すること。
- (6) 曽根干潟や平尾台など自然環境を守るなど生物多様性の保全を推進すること。平尾台の広谷湿原等のラムサール条約次期指定の準備を怠りなく進めること。また、ツマアカスズメバチ、ヒアリ、セアカゴケグモなど特定外来生物に対する取り組みを引き続き強化すること。

- (7) 安定型産業廃棄物処分場周辺住民からの内部告発や、「安定型なのに、なぜ硫化水素が発生するのか」など、本市に寄せられた苦情や疑問に適切に対応し改善すること。
- ①事業者に対し、安定五品目以外の搬入禁止を厳しく指導し、展開検査を徹底すること。
 - ②臭いや、硫化水素濃度の測定に当たっては、敷地境界での値ではなく、処分場内での値を測定すること。
 - ③産廃処分場から発生している、硫化水素濃度や、調整池のBOD・CODなど、市民の健康にとって重要な値は、市民に公開すること。
 - ④高濃度の硫化水素が発生している処分場に対しては、その原因を調査し、解消を求めること。
 - ⑤安定五品目以外の埋め立て処分を行っている業者に対しては、違反埋め立て物の撤去を求めるとともに、その原因の調査結果と、責任の所在を市民に公開すること。
 - ⑥公共工事の産業廃棄物処理手続きについて、地元中小企業の負担に配慮しながら電子マニフェストの早急な導入をすすめること。
- (8) 洞海湾の水質と底質の状況及び、響灘の企業埋立地等の土壤汚染状況を把握するとともに、その原因者を明確にしたうえで具体的な改善対策を実施すること。国土交通省・環境省の支援を受け、全国水環境マップ実行委員会が実施している「身近な水環境の全国一斉調査」への市民参加について、市として支援すること。
- (9) PCB処理施設は、安全性を最優先し、微少なトラブルについてもその都度本市などへの報告を求めること。また、PCBを含む機材が大量に放置・無管理状態にならないよう、個数・場所・保管状況を徹底調査すること。更に、使用中のPCBの把握を促進するため、国に対して、地方自治体の権限を拡大するための法整備を大至急実施するように求めること。
- (10) 地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーによる発電を拡大するとともに、二酸化炭素の排出量が多い石炭は、発電に使用しないよう事業者働きかけること。
- (11) 災害廃棄物の最終処分場においては、100年・200年と長期にわたって放射能濃度を測定し、管理する体制を検討し確立すること。
- (12) 市域内の大型「開発行為」に当たっての「環境アセスメント」について、対象規模を小さく設定して、厳格に実施するとともに、議会に中間報告を行い、市政だよりなどで結果を公表すること。
- ①洋上風力発電の低周波については、予測や影響などを入念に調査・分析・検討し、情報公開すること。
 - ②太陽光発電施設について、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、太陽光発電所の設置工事の事業等が環境影響評価の対象事業とされており、市も独自の規制条例、又は指導要綱を策定すること。
- (13) 門司区を中心に本市で行われている採石事業に伴い、環境破壊や周辺住民の健康被害を引き起こさないよう、以下のように改善すること。
- ①採石により、広大な自然が破壊されており、産業と環境の両立を提唱する本市として、環境の保全と回復について早急に対策を実施すること。
 - ②採石にともなう大量の粉じんによる作業員や地域住民の健康を防止するため、企業の責

任を明確にした健康診断・健康調査・啓発を徹底すること。

③採石場やその搬出場周辺での、大量の粉じんによる、道路・住宅・草花・河川・海岸の汚染防止を徹底すること。

④国に対し、門司区の土砂を沖縄県の辺野古基地建設に使わないよう要求すること。

■住民の声を生かした街づくりをすすめること

(1) 公共施設を40年間で約24%削減する「公共施設のマネジメント」については、次の視点をもって見直すこと。

①身近な市民利用施設の廃止、統合等について、行政による市民への一方的な計画押し付けではなく、施設の設置経過や地域性を中心に、市民への十分な説明と協議、地域住民の知恵を集める対策を講じるなど、当初から住民参加を貫いて合意を形成すること。街づくりの視点を大切にし、合意なき計画は強行しないこと。

②門司区のモデルプロジェクトについては、門司競輪場跡地の民間売却を中止し、門司港地域の計画は、JR九州所有地の借地ではなく、市有地を生かした計画に見直すこと。

③市営住宅は、低所得層を中心に応募倍率が2018年度も平均8.3倍と高水準で推移しており、使用料収入等が建替え・補修などの支出をカバーしている状況であることから、再配置計画等でより利便性の高い場所への移転新築をすすめるとともに、現状の管理戸数は維持し、削減はしないこと。

(2) 黒崎中心市街地の再生について

①「黒崎ひびしんホール」、八幡西図書館、コムシティ再生等で500万人が黒崎に集まるようになったものの、中心市街地の歩行者は増えておらず、150億円の税金投入が生かされるためにも、南北の流れを作るための工夫と施設整備を行うこと。安川電機のロボット村の開業による集客も、南北の流れを作るものとはなりえていないため、安川電機に対してロボット村のアネックスの配置を求めるなど、子供から年長者まで楽しめる魅力施設の配置を講ずること。

②定住人口の増加のため、市営住宅や民間住宅の設置を促進すること。

③行政施設・医療機関・商店街と周辺居住地を連絡する、地域循環バスを市の責任で走行させること。

④商店街の再生のために、まちなか商店リニューアル助成事業（群馬県高崎市）の実績に学び、空き店舗対策も含め、抜本的な支援策を講ずること。

(3) 折尾地域の開発について

2004年度の事業着手から16年目に入った折尾地区総合整備事業は、2017年の事業見直しにより、JRの連続立体交差事業費は350億円が487億円へと137億円39%もの増額となり、JR言いなりではないのかとの疑問と批判が生じています。

又、折尾駅周辺のJR高架下16,000㎡の活用方法について、議会、関係団体の意見・要望も寄せられています。更に、総額840億円を投入する大事業だけに、折尾地域の住民の利便性、街づくり支援などに役立つものとしなければなりません。

しかし現状は、「仮駅舎の新設等で、通行人の流れが変わり、小売り・サービス・飲

食店の売り上げが激減し、閉店を余儀なくされている事」「計画と工事による様々な影響が、関係住民の不安と不満を増幅させている事」等々、様々な問題が浮き彫りになっています。

- ①連続立体交差事業費 487 億円の9割以上が公金で施行される本事業で、駅舎などを除く高架下 1 万 6 千㎡の内、公共が使えるのは 15%のみであり、改善を国に求めること。
- ②高架下の活用は、折尾地域の発展の肝であり、10 月 1 日に報告された土地活用イメージ案を実現するために、JR九州に対し、強力な折衝を行うこと。
- ③2019 年度のオリオンプラザ解体により消失する母と子の図書館、会議室など、若者も高齢者も利用できる多目的交流施設など、公共的な利便施設の駅周辺への設置に向けて、関係市民の意見を聞き、その具体化を急ぐこと。
- ④新駅舎前に設置されるバス乗降所や自家用車、タクシーなどについては、関係者の理解と協力が得られるように、具体的な資料を揃え、丁寧な説明を行うこと。
- ⑤認可された街路事業だけでさえ、立退対象戸数は 271 戸、地権者は 197 人に及び、廃業と地区外への移転者は 134 人で 6 割になっており、地域内への移転促進に必要な手だてを講ずること。
- ⑥8 本の幹線道路の新設・拡幅計画は、連続立体交差に係わる事業に限定し、それ以上の計画は、見直しを行うこと。
- ⑦区画整理事業は、関係者の声を生かした対応を行うこと。
- ⑧歴史・宗教施設を、関係者の意思を尊重し、保存すること。本事業により立ち退きを余儀なくされる方々の意見を尊重した対応を行うこと。
- (4) JR（構内以外）及び筑豊電鉄の各駅にトイレを設置すること。
- (5) 公共施設や公園等のトイレの洋式化をすすめること。
- (6) 市営駐車場の料金を引き下げること。
- (7) 市民や専門家からのアイデアを募り、到津の森公園の利用者増加と魅力向上を推進するとともに、えさ代補助等の支援を強化すること。
- (8) 有料公園の利用料の引き下げを行い、気軽に何度も利用できる公園を目指すこと。
- (9) 健康遊具の設置を増やすなど、気軽に公園を利用できるようにすること。
- (10) 河川敷の整備を進め、気軽に水辺の散策ができるようにすること。
- (11) 地籍調査の促進をはかること。
- (12) 市営住宅の風呂釜設置にあたり、追い炊きができる機種を選定するとともに、その費用を過度に入居者に負担させないこと。

■交通体系を整備し、市民の足を守ること

- (1) 必要性、採算性、安全性もない「下関北九州道路」の建設計画は断念すること。
- (2) 移動の権利の保障を核とした（仮称）「北九州市交通基本条例」を制定すること。「環境首都総合交通戦略」にもとづく施策を、早期に実現すること。
- (3) 幹線、支線（区バス）、生活路線（住民バス）の組み合わせにより、乗客が増加している新潟市の交通体制に学び、路線維持への補助制度を含む整備を行なうこと。市が主導

- して、有益で貴重な市営バスの有効活用を含めた全体の交通政策を策定すること。
- (4) 福岡市のようにＪＲ、バス、タクシーで利用出来る高齢者福祉乗車券を実施すること。
 - (5) ＪＲ 筑豊本線の無人化に伴い、駅施設のバリアフリー化と安全対策を講ずること。
 - (6) 2017 年 9 月で廃止を表明していた西鉄バス田川（快速）小倉線は、田川市、香春町が赤字の補填のために合計 1,000 万円の補助金を出し 3 年間の存続となった。本市も補助金を出し、路線の存続を図るよう西鉄バス北九州に要請すること。
 - (7) 市民の足を守る公営バスの使命を果たすために、以下のように措置すること。
 - ①不採算路線を走行せざるを得ない市営バスに対して、必要な補助を実施し、経営の安定をはかること。
 - ②運転部門の正規職員は 19 人となり、年齢が最低 41 歳、最高が 59 歳で、職員全体に占める嘱託率が 89%にもなっている労働環境を改善するために、新規の正規職員の採用を継続し、採用枠を増やすとともに、不足している整備士を採用すること。
 - (8) 交通結節点の混雑解消、バス停、電停、ＪＲ各駅等のバリアフリー化を進めること。またバス事業者に助成して、バス停に屋根やベンチを設置すること。
 - (9) 高台や路線バス廃止地域など、交通不便地域と市場・商店街、官公庁、医療機関等をつなぐ現行の「おでかけ交通」は限界となっており、地域循環バスを、市の責任で運行し市民の足を守ること。
 - (10) 自転車道の整備を全市で行うこと。
 - (11) モノレール各駅における有効な転落防止対策を講ずること。
 - (12) 歩行者及び車両の安全確保と渋滞解消のため、道路整備や交差点改良をすすめること。
 - ①門司区の新門司変電所から淡島神社に抜ける県道 262 号線には歩道がないため、歩行者や自転車を押しての通行が危険であり、このような箇所を点検し、改善すること。
 - ②既に一部（100 メートル）終了している門司区柳町商店街の道路改修工事について、商店や近隣の利用者から「歩道の段差をなくし、ベンチや花壇、街灯等の工夫を」との声があがっており、残りの工事は市民の意見を聞きながら進めること。
 - ③カーブした坂道で狭めの片側 1 車線のため極めて危険な小倉北区の泉台 4 丁目 8 番、9 番付近を通る県道 51 号線の例のように、危険箇所は早期に点検し改善すること。
 - ④国道 3 号・赤坂砂津線の歩行者の安全確保のため、歩道の拡幅・整備を行うこと。
 - ⑤若戸トンネルの戸畑側出入口における、夕方の渋滞対策を講ずること。
 - ⑥国道 3 号黒崎バイパスについて、オン・オフランプの渋滞対策を行うとともに、全体工事の早期完了を図ること。
 - ⑦都市計画道路 1 2 号線の八幡西区浅川台地域と、水巻町に連携する道路事業を早期に完成させること。
 - ⑧関門トンネルについては、料金徴収業務が渋滞の原因となっており、無料化することにより渋滞を解消するとともに、関門橋の料金値下げを関係機関に要請すること。当面、ＥＴＣの導入を要請すること。

4. 憲法の精神を活かした平和と人権を守るまちづくりのために

■平和を大切にす市政をすすめること

本市は、太平洋戦争末期に長崎に投下された原子爆弾の第一目標とされた準被爆都市であり、アジア外交の玄関口として重要な地域に位置しており、平和を守るために多くの市民が、行政に対しても積極的な施策を求めてきました。それを受けて本市は2010年2月10日、「非核・平和都市」を宣言しました。

市民の8割以上が戦後生まれとなっている現在、悲惨な戦争体験を風化させず、平和の大切さを次の世代に引き継いでいくことが、年を追って重要になっています。

- (1) 憲法9条の改悪に反対するとともに、改悪された教育基本法の具体化に反対し、平和と人権を守ること。自衛隊基地のある都市として、海外派兵・集団的自衛権の行使につながる関連法制の廃止を求めること。
- (2) かつて長崎に投下された原子爆弾の第一目標とされた準被爆都市として、戦争の惨禍を繰り返させない本市の決意を示し、核廃絶と平和を願う市民の声に応えるための「非核・平和都市宣言」を実効あるものにし、さらに積極的な施策を展開すること。市役所及び各区役所に「非核・平和都市宣言」の看板を設置すること。
- (3) 「平和首長会議」のメンバーとして、被爆都市である広島、長崎両市の取り組みと共同し、核兵器廃絶への具体的な行動に踏み出すとともに、被爆者国際署名の推進・普及に取り組むこと。国に対し「核兵器禁止条約」を批准するよう求めること。
- (4) 「非核・平和都市宣言」にふさわしく、平和推進のための基本条例を制定すること。戦争の悲惨さを伝え、近・現代の市の歴史を学び、平和教育にも役立てるため、(仮称)「平和資料館」の運営に市民の意見を十分に反映させること。(仮称)「平和資料館」を平和教育の発信基地にふさわしいものにするために、専門家の意見や広島並びに長崎の原爆資料館などを参考とすること。学校現場での平和教育の推進、核兵器廃絶運動の促進等、平和と核兵器廃絶の声を発信すること。
- (5) 米軍及び自衛隊基地の強化につながる在日米軍基地の再編に反対し、国に自衛隊基地の撤去・縮小を求めること。
 - ① くり返し引き起こされている米軍関係者の犯罪による治安悪化や、騒音や大気汚染、事故の危険拡大など、市民への悪影響が懸念されるため、国に対し、航空自衛隊築城基地における米軍訓練の中止及び緊急時の普天間飛行場の代替施設としての同基地の使用と、米軍基地化のための滑走路の300メートル延伸、弾薬庫や駐機場、兵舎などの施設の新設を中止するよう求めること。
 - ② 築城基地の航空祭における戦闘機の北九州上空飛行や小倉駐屯地で毎年開催されている自衛隊創立式典での航空展示は、騒音被害や墜落事故の危険など、北九州市民の安全を脅かすものであり、中止を求めること。
 - ③ 航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長計画の中止、及び住宅地上空での訓練を中止するよう国に求めること。また、旋回訓練エリア内の小・中学校等の防音工事を促進すること。

「ミサイル防衛」の地上配備型システムによって、航空自衛隊芦屋基地に配備された未完成兵器・PAC3ミサイルについて、その撤去を要求すること。

- ④国に対し、市民の憩いの場である公園や市街地での防災訓練等の名目による軍事演習の中止を求めること。市道における銃火器携帯の行軍訓練など、市街地での都市型戦闘訓練を中止すること。
- ⑤国に対し、北九州空港及び周辺空域の軍事利用につながる、航空自衛隊築城基地への低高度管制の委託をやめるよう求めるとともに、北九州空港において米軍機を発着させないよう要請すること。
- ⑥国に対し、住宅街にふさわしくない市街地での戦闘訓練のための施設である陸上自衛隊曾根訓練場の都市型訓練施設を撤去するよう求めること。
- ⑦北九州港への自衛艦や米軍艦船等の入港拒否を明確にすること。また、国に対し、北九州空港における米軍航空機等の離発着、及び周辺空域でのオスプレイ飛行は認めないよう求めること。

(6) 本市は、自衛隊員募集への協力を中止すること。

■安全・安心の市民生活の実現に全力をあげること

近年多発する自然災害を教訓として、地震をはじめ自然の脅威に対する備えや、災害時の危機管理体制の充実や災害に強いまちづくりが、行政にとって喫緊の課題となっています。

また、福島第一原子力発電所の事故は依然として深刻な事態が続いていますが、とりわけ制御不能に陥っている放射能汚染水の問題への対応が、緊急を要する状況となっており、改めて危険な原子力発電からの撤退と、原発に依存しない電力供給体制の構築などが強く求められています。

市民のいのちと安全をおびやかす、本市の対外的なイメージを大きくダウンさせるものとなってきた本市での相次ぐ発砲事件や殺人事件等に対し、この間の取り組みによって一定の前進が図られてきました。引き続き、市民のいのち、財産、安全を守る自治体の使命にもとづき、犯罪の防止・抑止、暴力追放の取り組みは極めて重要です。市民の間に広がっている暴力追放世論をしっかりと受け止め、暴力団対策をいっそう強化することが必要です。

- (1) 市として「脱原発安全都市宣言」を行ない、「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。九州電力川内原子力発電所及び同玄海原子力発電所の再稼働に、市として反対の立場を表明すること。原子力発電から再生可能（自然）エネルギーへの転換に向けて、国や電力事業者、並びに関係機関に強く働きかけること。
- (2) 市として、釜石デスクによる東日本大震災の被災者と復興への支援に、引き続き取り組むこと。熊本地震被災地、九州北部豪雨被災地への支援を継続するとともに、一連の台風による豪雨災害の被災地への支援をおこなうこと。
- (3) 市内 835 箇所の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県の急傾斜地崩壊対策事業(大規模崩壊対策)の対象要件の緩和と、小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めると共に、本市独自の対策を講ずること。

- (4) 高潮・津波による災害を未然に防ぐため、福岡県に必要な対策を実施させること。
- (5) 豪雨災害に対応するために、福岡県への要望の強化とともに、民有地のがけ地防災対策においては、横浜市など他都市の制度を研究し、支援のための無利子融資を含めて早急
に実施すること。
- (6) 危険なブロック塀の撤去費用への補助制度の拡充と、フェンス・生垣の設置補助を新設
すること。
- (7) 地震、台風、豪雨など自然災害に対し、ハード・ソフトの両面から十分な備えを行な
うこと。
 - ①木造戸建て住宅の耐震改修工事の現行補助基準を緩和し、旧耐震木造住宅すべてを対象
とし、居間、寝室等の簡易耐震工事にも助成を広げること。
 - ②震災時、家具の転倒による被害から高齢者・障害者など要援護者の生命を守るため、
家具固定事業に取り組み、防災のしおりに位置づけるとともに、いきいき安心訪問・
住宅防火訪問、関係局の訪問系事業等（生活保護、すこやか安心訪問等）で高齢者世
帯等への支援を行うこと。
 - ③震災時の身の安全の確保と震災後の BCP 対策を目的に、事業所・オフィスの家具什器
類の転倒防止策を啓発すること。とりわけ災害時の拠点としての機能が求められる市庁
舎および市の出先、施設における 100%の家具什器転倒防止策を早急に実施すること。
 - ④市有特定外建築物の耐震診断結果を踏まえて、必要な改修計画を具体化すること。
 - ⑤民間マンションの耐震診断・工事の負担軽減のため、助成制度を改善・充実すること。
 - ⑥紫川ダムの計画を中止し、ます淵ダムについては効果的運用を恒久化することで洪水
調整施設とすること。また、紫川の河川改修工事を早急に行うこと。並行して、市が
管理する河川における溢水対策にも万全を期すこと。九州北部豪雨災害の教訓を踏ま
えて中小河川への豪雨時の水位計の設置にとりくむこと。
 - ⑦旦過市場の治水対策、再開発については、住民・事業者・地権者の意見を尊重すること。
- (8) 合流式下水道の改善をはかること。
- (9) 火災をはじめ緊急時に市民を守る日頃の備えを充実させること。
 - ①災害時の出勤に支障がないよう、消防署・出張所・訓練研修センターの耐震診断・耐震
化を行うこと。また、消防団施設についても早急に耐震化を図ること。
 - ②1999 年以降に建築された市民センターについては長寿命化計画をたて、老朽化対策
に取り組むこと。
 - ③消防力の指針で算定されている救急車（救命隊）を現状から 1 隊増加させ、増加してい
る出動件数に対応する強化を行うこと。「緩やかな救急搬送システム」と称して、民営
化を実証実験する軽症者対象の代替搬送の仕組みづくりは、慎重に対応し安易に民営化
は行わないこと。
- (10) 白島石油備蓄基地については、市民のいのちと安全を守る立場から、同基地そのものの
撤去を強く求めること。東日本大震災の教訓をもとに、国や関係機関に対し施設・設備
の総点検等、安全対策についての当面の措置を強く求めること。
- (11) 老朽家屋等除却促進事業の助成に係る予算を増額し、制度を有効に機能させること。
- (12) アスベスト飛散対策を徹底すること。除去費用の助成制度を充実させること。ハザード

マップを作成すること。

- (13) あらゆる暴力を許さない取り組みを推進すること。とりわけ、福岡県警察とも連携して、暴力団追放運動をいっそう強化し、公共事業への暴力団の介入を排除する対策を徹底すること。民事暴力相談センターの存在を市民に周知し、活用をすすめること。
- (14) 防犯灯の設置及び維持管理費は、全額公費負担とすること。通学路の防犯灯整備の速度を速めること。
- (15) 警察に対して、暴力団の資金源にもなっているヤミ金や「なりすまし詐欺」の防止とともに、捜査・検挙の強化を求めること。
- (16) 水道事業と下水道事業の老朽管対策・老朽施設対策を前倒しでとりくむこと。
- (17) 福岡県住宅供給公社に対し、同公社の賃貸住宅のうち、住民の日常生活に支障をきたすほど老朽化し、荒廃した施設について、早急に改善するよう要請すること。
- (18) 性暴力被害支援センター・ふくおかの周知をあらゆる世代を対象におこない、相談・支援体制の充実をすすめること。
- (19) 民法改正による成年年齢引き下げにより、消費者被害が増大する懸念があることから、消費生活センターと学校等が連携して消費者教育を早期に行うこと。
- (20) カジノを中心とする統合型リゾート（＝ＩＲ）は、ギャンブル依存症をまん延させ、青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすものであり、誘致しないこと。
- (21) 危険な交差点に防護柵を設置すること。

■市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動を支援すること

市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動への支援は、市民の自己実現を図りまちづくりの主体形成につながる重要な課題です。

- (1) 市民の歴史的、文化的財産の保存活用をすすめること。
 - ①2015年6月、国際学術組織ドコモから「日本におけるモダンムーブメントの建築」に選定された八幡市民会館をはじめ、近現代の建築物の調査を行い、文化財としての保存活用計画を策定すること。
 - ②旧八幡市民会館は、市民会館としての機能を存続させ再開し、埋蔵文化財センターの移転計画は中止すること。
 - ③市民の財産である市内の伝統文化・芸能・まつり等の保存・継承・振興のために、予算増を含めて支援を強めること。
 - ④乱開発から文化遺産を保護するため、調査・保存対策をすすめること。
 - ⑤小倉南区域野駅南側の城野遺跡は、大手建設会社から無償譲渡された方形周溝墓部分を生かした遺跡公園として、整備・活用を図ること。
- (2) 市民センターの施設・設備を拡充し、市民が利用しやすい運営に努めること。
 - ①外壁工事・屋上防水工事・空調設備の改修など利用者の安全にかかわる老朽化対策を期限を定めて実施すること。
 - ②市民センター大規模改修・長寿命化計画を策定するとともに、各施設のバリアフリー化

をすすめること。

③市民センターの開館日・時間を拡大し、日・祝日も使用できるよう改善すること。

④市民要望の強い地域においては、市民サブセンターの新設を積極的にすすめること。

⑤老朽化した「年長者いこいの家」について大規模改修・長寿命化をはかり、地域への移譲は中止すること。

(3) 文化・スポーツ予算を大幅に増やし、誰でも文化・スポーツに親しみ、楽しめるよう施設を拡充するとともにバリアフリー化を図り、障害者が利用しやすい施設とすること。合わせて市外在住者にも市内在住者と同様の障害者減免を実施すること。北九州市民球場に、高齢者や車椅子利用者のためのスロープ又はエレベータを設置すること。

(4) 空き店舗施設の活用など、市民が身近なところで音楽や演劇などを鑑賞し、自ら練習・発表できる場の確保などを支援すること。

(5) 北九州市に一定期間滞在する外国人や定住者、その子女、帰国子女等、日本語に関してハンディを負っているすべての人たちに、地域生活に関する母国語で記された市政情報の郵送及び、公費により当面必要な日本語教育の機会を保障すること。

■個人の尊厳とジェンダー平等のために

人権やジェンダー平等への意識が高まるなか、LGBT（性的マイノリティー）の権利や性の多様性を応援する自治体が広がり、性犯罪を厳罰化する刑法も110年ぶりに一部改正されましたが、一方で、財務省事務次官のセクハラ事件、東京医科大に端を発する医科系大学の入試における女性差別など、我が国の様々な分野に存在する根強い性差別が表面化しました。

世界経済フォーラム（WEF、本部・ジュネーブ）が毎年発表している世界各国の男女格差について政治・経済・教育・保健四分野の平均から指数化した「グローバル・ジェンダー・ギャップ」で、調査対象149か国のうちわが国は110位で、昨年の114位より順位が上がったものの、国会議員に占める女性の割合が低いこと、経済分野の賃金や管理職に占める割合が低いことなどが反映しています。日本の女性施策の遅れに国連女性差別撤廃委員会から厳しい勧告が繰り返されています。

シングルマザーや高齢者をはじめ、女性の貧困は深刻さを増し、女性雇用者の55・9%が非正規で、その45・1%は年収100万円未満（16年、総務省）、民間企業の管理職の女性はわずか9・3%（16年、厚労省）です。女性議員は、地方議会の12・6%、衆議院10・1%、参議院20・7%にとどまっています。

2002年施行の「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づく「北九州市男女共同参画基本計画」は現在第3次計画（2014～2019年度）を進め、2015年には「女性の輝く社会推進室」を設置しました。付属機関等における女性委員の参画率は、2017年度過去最高の53.2%となり、指定都市で初めて50%を超えるなどの前進が図られましたが、同一人物が複数の委員会に所属するなどの課題があり、さらに実効性ある取り組みが求められます。

- (1) 地元からの女性副市長を登用し、総合的な男女平等のための施策を推進すること。
- (2) 市政に関する企画・立案部門をはじめ、広く女性幹部職員の登用率を高めること。
- (3) 各種審議会委員の任用にあたっては、女性団体に広くよびかけ透明な基準で女性の登用を促進すること。
- (4) 「改正」男女雇用機会均等法に基づき、女性への採用差別や賃金格差、妊娠・出産による退職強要や昇給・昇進差別などをなくすよう、関係機関と連携して、企業への働きかけを強めるとともに、相談・救済のための対策をすすめること。
- (5) 民間の職場を含めて「セクハラ・パワハラ・マタハラ」等の防止対策を徹底するよう働きかけるとともに、相談体制の充実を図ること。
- (6) DV法、ストーカー規制法などにもとづき、相談体制の充実、シェルター設置など被害者の自立支援体制を強化し、女性への暴力根絶に取り組むこと。あわせて、民間支援団体への助成金の充実など、支援を強めること。
- (7) 母子寮の整備・増設をすすめること。
- (8) 学校教育を通して男女平等の教育を徹底し、性別役割分担意識や男女差別をなくす積極的な学習内容への改善に努めること。また男女混合名簿の推進を図ること。
- (9) 家族の労働を経費として認めない所得税法第56条の廃止を国に強く求めること。
- (10) 性的少数者（LGBT）への理解を広げるため、市としての取り組みをすすめること。
- (11) ハンセン病元患者と家族への差別・偏見をなくすため、教育・啓蒙に取り組むこと。

■市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと

厳しい経済情勢と社会保障切り捨ての政治により、多くの市民の暮らしが困難に直面し、今後社会保障制度がますます削られようとしているなかで、市民生活を守る市のキメ細かな手立てがいっそう切実に求められています。

そのために、採算のとれないハコ物、市民の役に立たない事業への税金投入をやめて、市民に開かれたガラス張りの行政の実現と、誰もが納得できる税金の使い方に改革することを求めます。市の公共工事や各種事業の実施にあたっては、関係者の意見をよく聞き、住民合意を十分にはかりながらすすめることが必要です。

- (1) 自治基本条例は、「市民が主役」の市政運営を基本に、市民の権利と行政の公的責任を明確にして運用するとともに、住民投票制度等、先進的な内容とすること。
- (2) 政治倫理条例を早期に制定すること。
- (3) 市長の退職金制度を完全に廃止すること。
- (4) 「行財政改革」の名により、市民サービスを後退させないこと。市民負担の軽減に向けて、あらゆる行政努力を傾注すること。
 - ①市の公共料金の安易な引き上げは行わないこと。水道料金体系を、一人暮らしの高齢者等小口使用者に配慮したものとなるよう更なる見直しを行うこと。
 - ②市職員の資質・専門性の向上を図り、職員間のコミュニケーションの向上、連携強化など、職場環境の改善をはかること。公益通報制度の適切な活用を通じて、不祥事防止を

- 徹底すること。市職員の長時間・過密労働を改善し、成果主義賃金導入を中止すること。
- 行政責任の後退と市民サービス切り捨てにつながる、職員削減計画を中止すること。
- ③市税及び国保料など税外債権の徴収率向上のために設置された東部及び西部の市税事務所について、市民の利便性やサービスの低下、及び強権的な徴収、並びに職員の労働強化を引き起こさないよう、業務の検証を行うとともに、必要に応じて改善すること。
- また、市民税の徴収並びに換価の猶予制度、減免制度を市民に周知すること。
- (5) 市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと。
- ①「マイナンバー制度」は、国が年金、医療、介護、雇用の情報や納税・給与の情報に加えて、医療の診察情報などへの使用拡大も狙っており、さまざまな個人情報「芋づる式」に引き出され、国民の権利を危険に陥れることが懸念される制度であり、国に対し、中止を決断し、廃止へ踏み出すよう要請すること。
- ②各種審議会の委員構成は、公募による市民の割合を増やし、原則として委員会を全面公開すること。
- ③市政上の重要な課題、地域や市民生活に重大な影響を及ぼす問題について、市民が意思を表明する機会を保障するため、永住外国人を含む住民投票制度の創設を検討すること。
- ④法的根拠を失った同和行政は“終結宣言”を行い、直ちに全面的に終結させること。
- 2016年12月成立の部落差別解消推進法に基づき、人権意識調査は実施しないこと。
- ⑤指定管理者が運営している公共施設については、その設置目的が十分に果たせるよう、情報公開を徹底し、運営の透明性、市民の利便性を確保すること。社会保険労務士によるモニタリングを実施し、労働関係法遵守の本格的な取り組みを行うこと。
- (6) 各区の特性を生かした施策をすすめるため、各区役所の機能と裁量を拡大するとともに、それを保障するため予算の増額をはかること。
- (7) 防犯カメラの設置、運用にあたっては、市民のプライバシー侵害や自由な活動の制限につながらないよう、十分配慮すること。
- (8) 市民が気軽に問い合わせできるように、市役所に代表電話を設置すること。
- (9) 各種委員の選出にあたっては、準公選制の導入を含め、市民の参画を保障するための措置を検討すること。
- (10) 市民団体や住民組織の意向を市政に反映させるため、(仮称)「お出かけ市長室」などを通じて市民との日常的な対話をすすめること。また、正確な情報を市民に広報するため、情報公開をさらに徹底すること。なお、「市政だより」等の行政情報が、町内会加入の有無を問わず市の責任において住民に届くよう改善すること。
- (11) 永住外国人の地方参政権を保障するため、国に制度改善を要請すること。
- (12) 悪徳商法、振り込め詐欺、多重債務等の被害から市民を守るため、相談体制をよりいっそう充実すること。
- (13) 個人情報保護の観点から、公的施設の利用申し込みに際しては、生年月日の記載を求めないよう改善すること。

以上、提案いたします。